

香川県条例第38号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税に係る証明書の交付)</p> <p>第92条 知事は、<u>自動車の所有者が道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該所有者が当該自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則で定めるところによって、その旨を証する証明書を交付するものとする。</u></p>	<p>(自動車税に係る証明書の交付)</p> <p>第92条 知事は、<u>道路運送車両法第62条第1項の検査の申請者が同法第97条の2に規定する書面の交付を申請する場合において、その申請者がその検査を受けようとする自動車についてその自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則で定めるところによって、その旨を証する証明書をその申請者に交付するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。